

自立支援教育訓練給付金

専門実践教育訓練（専門資格取得を目指す）対象講座

前橋市に住所を有する母子家庭の母または父子家庭の父（20歳未満の児童を養育）で、下記の要件に該当する方には、教育訓練の受講費用の一部を支給します。

- (1) 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている。
- (2) 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付の対象講座のうち、業務独占・名称独占資格の取得を目的とする講座を受講する。（例：看護師・助産師・管理栄養士 等）
- (3) 過去に本給付金の支給を受けていない。

講座の指定申請前に必ずハローワークで雇用保険法の専門実践教育訓練の受給資格の有無についてご確認ください。

入学・受講開始後の【講座指定申請】は支給対象外です。

【支給内容】 雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の受給資格がない方

①受講修了後 30 日以内に給付申請

受講費用の 60%（上限 40 万円／年×修業年数）に相当する額を支給※2

⇒ 支給上限 160 万円

②受講修了した日の翌日から起算して 1 年以内に就職等※1した場合

受講費用の 85%（上限 60 万円／年×修業年数）で再計算をした金額から①の給付金額を差し引いた額を追加支給※2

⇒ 支給上限 240 万円（①支給額と合わせて）

※1 **就職等**とは、取得した資格を用いて就職、開業することをいいます。

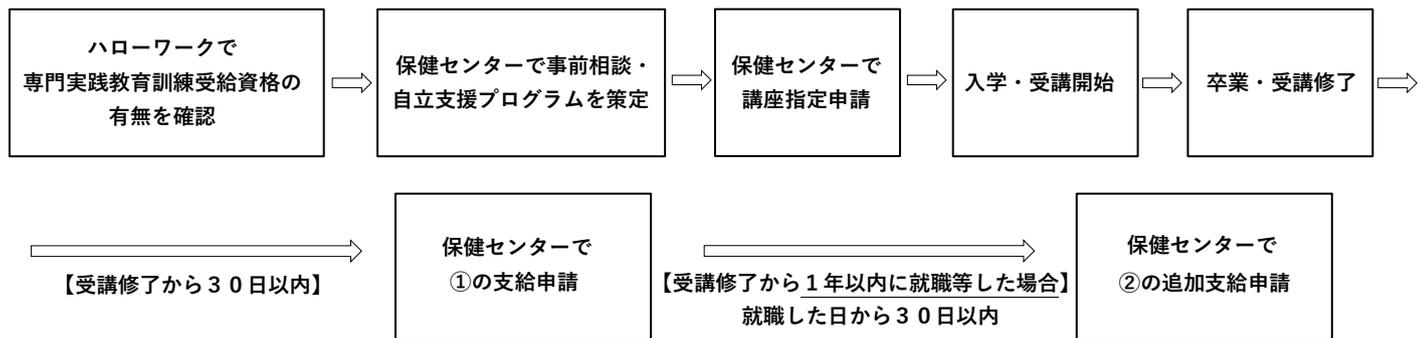
雇用形態や雇用保険加入事業者での就職等の条件はありません。

※2 ①、②の修業年数の上限は 4 年。算定額が 1 万 2 千円未満のときは支給されません。

受講費用（入学金・授業料）に対する支給割合

雇用保険なし	① 受講修了後	② 1 年以内に就職 (追加支給)	
1 年以内に就職せず	60%		合計 60%
1 年以内に就職	60%	25%	合計 85%

【申請から支給までの流れ】



☆『教育訓練給付金』の講座指定申請に必要なもの

教育訓練講座指定申請書

来所時にお渡ししますので、記入してください。

受講費用と受講期間がわかるパンフレット等

教育訓練給付金支給要件回答書

指定申請にお越しになる前に、ハローワークで受給資格の有無を確認し取得をお願いします。

マイナンバーカード（個人番号カード）

※追加で戸籍謄本の写し等の提出を求めることがあります。

その他

- ・雇用保険制度の教育訓練給付指定講座は、下記ホームページで検索できます。
→ 「教育訓練講座検索システム」 (<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>)
- ・指定申請時に「教育訓練講座証明書」の用紙をお渡ししますので、受講期間中に訓練機関で証明を受けてください。
- ・母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援は、事前相談時または講座指定申請時に行います。生活歴や家計の状況、資格取得後の就労計画等をお伺いし、プログラムを策定します。
- ・指定を受けた後、受講期間の延長など、指定内容に変更があった場合には必ずご連絡ください。変更届が必要になります。



問い合わせ

前橋市保健センター（前橋市朝日町三丁目36-17）

こども支援課 電話：027-220-5701